

障害者就労支援の新展開(第一案)

○ 相互扶助・ウェルフェア・福祉のちがいについて

農耕民族の国であった日本には、古来から村落共同体における「共生」を遂行する装置として、講(こう)・結(ゆい)・惣(そう)・手間替(てまがえ)・催合(もやい)等の習わしが引き継がれてきた。地方により呼び方や運営法にいくつか違いはあったものの、昭和三十年代まで原形に近いかたちで維持されていたところもある。この習わしの具体例を示せば、農作業(とくに田植え・稲刈り)、入会地の管理(草木・自生産物の分配利用等)、水利権の管理(用水路の保全等)、漁撈(地引網・追込み漁等)などにおける協同作業である。現在のような生産年令人口といった捉え方のない時代であるから、これら協同作業は、いまで言う年少者や障害者いずれも含んで、部落の老若男女総出による混成チームで行うものであった。そこでは、それぞれ各人の分(ぶ)に応じた役割が割り振られ、人が「仕事」に合わせるのではなく、「人」に応じて仕事があてがわれていたのである。

以上は、仕事と生活がいまほどはつきり分別されていなかった時代のことであるが、分別されていなかったゆえに相互扶助の原形が見て取れるとも言える。それが現物給付や食事の提供であったにせよ、年少か障害持ちか等にかかわらず、協同作業に参加することで、日暮しするための相応の扶持(ふち)は得ることができたのである。この相応の扶持を、必要最低限の生活費と読み替えれば、日本国憲法第二十五条に通じてくると思われる。ただし、わが憲法は、国民皆等しく最低限度の文化的生活を保障しているが、この条文にとくに条件は附されていないので、何らかの役割を果たしたうえでの享受という敷居は設けられていないと言える。(納税の義務等は別問題である) こ

れを、新憲法制定を課したGHQ(連合軍総司令部)のお膳立てによる、西洋近世民権論(十八世紀後半に確立した、すべての人は生きる権利を有するという思想)の集大成の一つと見るべきか、あるいは、必要に応じて受け取るという分配の平等と見るべきか(西洋には古代・中世から上↓下の互酬・再分配の原理があった、もしくは、欧米的な慈善の精神が徹底した福祉主義に結実したと捉えるか等々、議論の分かれるところであろうが、軽重はともかく一切条件を附さない点に、一種の近代民主主義の限界を感じると言ったら言い過ぎであろうか。

誰しもできることと、できないことがある。できることをやってもらうかたちで、社会に参加してもらおうわけにはいかないのか。できることをやってもらうときに社会が報酬を支払う。たとえば障害者の場合、障害者という烙印を押されたときに、できることがあっても、その人は社会的救済の全面的対象になるというのでは、本人の生きる道を著しく閉ざすだけでなく、社会的にも大きな損失である。万民に生きる道が開かれているのが、民主主義であるというのなら、民主社会は皆にそれぞれ生きるに相応しい場を提供する努力をするべきである。あえて言うなら、資本主義的経済の進展とともに、人による救済から社会制度による救済へと変換したはずが、まだ慈善や慈善が救済の原理の一つとなっているのでは、ある種の後退である。何であれ役割を果たしたうえで頂くものなら、たとえ金額に換算して納得がいかない部分があったとしても、棚からボタ餅で頂く慈悲とは、ちがうはずである。相互扶助と、(ソーシャル)ウェルフェアもしくはその訳語たる(社会)福祉との、根本的な成り立ちの相違、さらには、社会に身をもって参加しているか、社会にかろうじて参加させていただいている身かの大きな相違が、ここに横たわっているように思われる。

さて、慈悲を一種の後退と評してしまっただが、日本でいう慈悲には、大きく西洋由

来のものと仏教由来のものがあるようで、後者の慈悲の精神の本質は「相依相関」あるいは「共感」であるとされる。キーワードは、相々(あいあい)もしくは共々(ともども)である。西洋の慈悲にも元来ともに嘆くという意味があったとのことであるが、この百年余にわたる国家的な社会福祉制度確立の中で、施すに近い意味が強化されてしまったようである。

近代日本で、このともに悲しみつつも、ともに人の苦しみを取り除こうとした一人が、宮沢賢治である。賢治は、「雨ニモマケズ」において、東西南北にあつて病・苦・死・争の中にある人々に対し、その解決を図る、モノニワタシハナリタイ、と詠(うた)っている。賢治は「法華経」への帰依(きえ)が深い人だったと聞いているが、それに加えて、育った花巻地方での経験が大きく影響しているように思われる。権力者への強い反発心の一方、弱者・貧窮者への共感(きかん)は徹底しており、私費を投じて若者とともに開墾作業に従事しながら農業指導に勤しんでいる。賢治の歩みを振り返れば、その心の基盤に「共感」、「共生」そして「相互扶助」があったことはたしかであろう。

「相互扶助」の精神を生かすには、賢治の実践のように、人皆それぞれが役割を持つ生活者であると捉え、協同作業やそれに伴う相互補完の範囲に幅を持たせることで、仕事と生活を単純分割しない、地域連係のスタイルが大事であろう。そこに、障害を持つ者も、持たざる者も加わり、地域でのコンセンサスを形成し、地域で自己決定できる仕組みをつくる。現代ではなかなか難しいことであるが、よく言われるように、構成員の一部を閉め出している社会は、弱くてもろい社会である。さまざまな障害を持つ人たちを、特別なニーズのもとにある特別な人たちと見るのではなく、通常われわれが持つニーズを満たすためには大小の困難が伴うこともあるが、その人に応じた役割を果たすことのできる、普通の住民と見ることが、「相互扶助」の第一歩である。

誰しも根底に自ら何かを成し遂げたいという希求を備えていると信じたい、それにもかかわらず福祉の名のもとに、本人の特性とは関係のない基準で、利便を与え続けられたらいずれ魂を抜かれることにならないだろうか。一方的な恩恵や恩典を受けるよりも、役割の持分もちぶんを果たしたうえで、報酬の持分を得ることのほうが、人生の充実であろう。折から、障害者自立支援法は、地域における障害者の自立的な生活の確立をめざしており、その基本的な装置として、「相互扶助」はなくてはならないものであると考えられる。

他方、(ツシアル)ウェルフェアは、主としてイギリス・アメリカからきた概念で、所得、保健、教育、雇用、住居などに関し一定の基準を達成できるよう、公共政策として実施することをいう。市場原理の発達とともに、貧民の大量発生や生活水準の格差拡大が、社会不安の増加をもたらしたが、その解決には従来の慈恵的な社会事業では追いつかなくなったことが明らかになったため、必要になってきたのが、国家社会的な方策・施設設置としての「福祉」である。言ってみれば、自由放任型の市場原理には任せておけない代表の一つとしての福祉である。そして、この福祉体系の中に、各分野における障害者向けの施策が含まれている。

日本でも、過去、福祉(政策)という場合、このような英米型の意味づけから発せられていたと思うが、その後、約半世紀にわたる社会保障制度の運用の結果、公的扶助や年金制度などの所得保障と、医療・介護、就労訓練等にかかる役務と生活財の提供という福祉的サービスとを、区分して制度考察しようとする傾向が強まっている。

ただし、ウェルフェア、福祉いずれにもいま欠けているのが、伝統を踏まえつつも新たに構築すべき二十一世紀型の相互扶助のかたちである。障害者にせよ高齢者にせよ、何もできないだろうと決めつけ、単に制度や施設で囲い込んで事足れりとしてい

ては、皆がより良く生きるという意味のウェルフェアが、結局できるはずの仕事をする権利さえ奪ってしまう、アンフェアな現実を招きかねない。今後の経済面・環境面の動向をにらみつつ、障害者や高齢者も特性に応じた役割をもって参加できる社会をいかに展開していくか、重いがゆえに、取り組み甲斐のある課題である。

○フジ化学から就労継続支援(A)事業所が生まれた経緯について

私が小冊子「心と心のマッチング」に記したとおり、障害者自立支援法が施行されるまでの間、二十五年にわたり障害者雇用を実践してきたフジ化学は、いわば、一般事業所と福祉工場もしくは福祉施設との両機能をあわせ持つような役割を果たしていたわけである。

それが自立支援法の成立に伴い、障害者の就労援助の分野は、当然同法の趣旨に則った対応が求められるようになったが、同法で重視されているのは、就労継続にかかると訓練等の給付とともに、障害者が地域で自立した生き方ができるような、生活訓練と社会適応訓練である。この趣旨を、従来どおり、一般事業所の中であわせ体現していくのは、技術的に困難であるとともに、同法の目的にもそぐわないものとなる。技術的に困難というのは、同法に定められた、訓練等給付にかかる各種の基準と、フジ化学で実践してきた教育訓練や実習指導等にかかる基準とを対応させようとした場合、(重なる部分もあるもの)当然一対一対応はあり得ず、そこを短絡的に類推対応させることは、両者本来の目的の違いからしてできないということである。

そこで、就労継続支援面の教育訓練と、生活訓練・社会適応訓練とを、機能上も、

施設上も分別すること、また、従業者の取組み方も一から整理しなおすことが、差し迫つての課題となつたわけで、その解決策としての就労継続支援(A)事業所の設立でもある。このことには第一に、リーマンショック以降、福祉的機能を包含したまま事業を継続することが財務的に困難になつた、フジ化学としての経営上の要請もある。いつまでも障害者社員が総合的に依存できる企業でありたいのは山々であつたが、企業経営上は、実は限定的に自立支援を図るほかない状況に陥つていたのである。経営上の危機から脱する一方、障害者社員の失業を回避しつつ、セーフティネットもあらためて整備し、それを自立支援法の後押しでより堅固なものにしていく。加えて、それまでフジ化学での取り組みに理解と支持を寄せてくれていた、本県福祉分野をになう複数の関係者からの示唆もあつた。これらの方々は、障害者の就労促進における、フジ化学の実践には、ハード・ソフト両面で完成形に近いものがあり、経済的な理由のみで途切れさせるのは惜しいと(有難くも)言つてくださったのである。

以上のとおり、設立に至る経緯からして、十分客観性のある発起であつたと理解いただけるであろう。ただし、用地整備等の遅れで、フジ化学の工場内機能を明確に区分した上であるが、併設に近いかたちでのスタートとならざるを得なかつたのは、些か残念なことであつた。これも平成二十二年七月竣功予定で近隣用地に施設整備が進行中につき、もまなく解消されるはずである。従つて、同八月からは、両者は物理的にも完全に分離され、就労継続支援(A)事業所の施設外就労・実習先としての、フジ化学の位置づけが、いずこから見ても明確になり、労働面と福祉サービス面との円滑な区分が実現する。

当就労継続支援(A)事業所の設立に関し、さらに少し附言したい。それは、雇用契約を結び、最低賃金以上の工賃を保障するという、就労支援事業の中で唯一、労働基

準法の適用対象になるからといって、在来型福祉工場の延長上の観点から立ち上げたものではないということである。在来型が、ともすれば障害者の囲い込み型となつて、就労者として社会に巣立たせるための素地を養うよりも、低い賃金水準に留め置いたまま、本人・保護者の通い慣れをいいことに、事業所の経済的存続を最優先する例が少なくないと聞く。当事業所の設立趣旨は、これとは正反対のものである。

現在、最年長でも四十歳弱というフジ化学の障害者社員たちもいずれ高年・初老となつていくわけだが、そのときまで両親や親族のお世話になれる者は少ないはずで、このとき、全面的に頼ることのできる社会制度・福祉制度が完備していればよいものの、今後の財政予測から見て、それは望み薄である。だとすれば、そのとき一部公的扶助を受けながらも、併せて経済的自立を確保できるような手だて、フル稼働でなくても働き続ける手だてを、いまから講じておくことが肝要となってくる。その手だてを獲得する道を拓げてあげることが、就労継続支援(A)事業所の仕事である。

毎日、障害者と接していると、障害者も十人十色ということが分かる。それぞれに得手不得手が見て取れるし、興味関心範囲も様々、健常者同様、各人の個性が反映している。相似た小型部品を瞬時に識別できる者や、器用な健常者も及ばないほど機敏な手作業ができる者など、マッチングさえ叶えば、かつフルタイムにこだわらなければ、就労の場は多岐にわたるはずである。フジ化学の業績が維持されているうちに、フジ化学での就労を収入上のベースとしつつできるだけ個々の特性に応じた、各種スキルの訓練や、多様な職場見学や実習参加の機会を提供していく、その実践の場が、就労継続支援(A)事業所である。

○ 障害者継続支援(A)に加え障害者移行支援を事業化した理由について

かつてのような終身雇用と年功序列の人事制度のもと、自前の人材養成に十分投資できる企業は減少し、即戦力を求める傾向が一段と強まっている。換言すれば、新卒者や若手の中途採用者を、時間をかけて訓練し、自社内であれば一生通用するようなゼネラリストあるいはスペシャリストに育てる経営上の余力や時間的な余裕が、各社とも乏しくなってきたということである。

即戦力重視の採用方針と平行してすすんでいるのが、仕事内容・業務内容にかかる単位の変換と、従来のパート・アルバイト観ではくくられない様々な働き方の出現による、労働市場の多様化である。この二者は密接に関連しており、ある意味、鶏と卵の関係のようなどころがある。前者の例をあげれば、仕事単位のアイテム化、カスタマイズ化、一人一工程化等があり、後者の例といえば、在宅ワークの拡大、完全失業回避のための保険かけとスキルアップをかねて日に二〜三社をかけた働き方などがあげられる。そこに、現実の技能優先のスキル観と、応用力を伴って一般化・汎用化されたスキル観とのせめぎ合いが加わり、さらには、エコ事業に代表される多種多様なニッチ産業の発生が、労働市場の多様化に輪をかけている。

これまで労働市場の最大の問題の一つとされてきたのが、多数の失業者と就職未定者がいる一方、長時間労働を余儀なくされる人々の存在という、アンバランスであった。このアンバランスと表裏一体をなすと言ってもよいのが、労働市場における需要と供給のミスマッチである。片や即戦力という金の卵にこだわるあまり金になり得る銀の卵を見落とす、片や、知識・経験を売りの最大要件とするあまりエンプロイアビリティ(雇用される能力)という観点を見落とす。

以上のような労働市場の多様化あるいは流動化に否応なく巻き込まれようとしているのは、障害者も同じである。このことは、障害者にとって不利な状況の現われと見るべきであろうか、必ずしもそうとは限らないと見たい。前記の仕事単位の変換は、時間軸、工程軸いずれで見ても、労働の細分化をもたらす傾向が強い。二十一世紀におけるこの細分化は、二十世紀に発達したオートメーション工場における細分化が量的なもの主体であったのに対し、質的変換も含んでいることを大きな特徴としている。ここに着目すれば、今後の動向は、隠れた労働市場が徐々に可視化してくる過程と見ることが出来る。この動きをにらみつつ、企業の構造改善により生じてくる事業を早期に見出し、それらの事業に対応した貢献ができる職業人となれるよう、障害者に種々の作業実習訓練や社会生活訓練の場を提供する。そのサービス提供者として、就労移行支援事業所が十分機能すれば、今後予想される状況が、障害者にとって必ずしも不利ではないということの明かしになるであろう。

マクロの視点で見れば、グローバル化の波のもと、世界市場規模で企業の大規模再編が進行中であるが、他方、ミクロに眼を転じると、以上のような仕事単位の変換と労働の細分化が進行中である。いくつかその例をあげるとすれば、地球温暖化もあって注目されている、エコロジーとエネルギーの複合分野からが妥当であろうか。この分野の業務で、端的に障害者就労支援事業における実習・就労訓練に適しているものとしては、栽培技術を標準化した植物工場におけるソフトな農作業や、メタン生成やバイオ発電のために農園等で発生した有機廃棄物を収集・一次処理する作業などがある。いずれも視認と手さばきを駆使しての根気のいる作業であるが、フジ化学における二十五年にわたるOJT実践の集積事例に照らせば、就労の持続性の点において、健常者より知的障害者の方が、(ある程度の長い期間で測定すれば)より能率を

げる可能性のある仕事と見ることができ。これはほんの一例ではあるが、（障害者により適したという意味での）同様の仕事は、今後の開拓次第でさらに見出しにいけるはずである。

ところで、マクロ・ミクロ両極に関連しつつ、いま最も大きな影響力を各方面に与えているのが、エコロジー優先思想の社会通念化である。この流れに沿って、就労先の開拓をしていくのは必要なことであるが、これにとどまらず、当事業所としてはエコロジーの精神を就労の場で具体化するために、各種の収益に結びつくエコ事業を開発、移行支援終了者の就労の受け皿を拡大していく方針である。

その一つが、提携先農園あるいは自主農園における地産地消型農業の実施である。農業は、最大のエコ産業の一つであるとともに、食料自給率の低い日本の今後を左右する大事な産業であり、農業の担い手育成は久しく国家的な課題となっている。従って、この農業を就労移行支援事業の中に取り入れるのは、いわば必然の成り行きとも言える。教育訓練や実習の場としても、農園は最適などころの一つである。露地栽培でいえば、開墾、土作り、畝（うね）作り、種蒔き、施肥消毒、手入れ、開花結実、収穫、次年度に備えての養生等々と、季節に合わせ、作物の成長に合わせ、好適なタイミングと必要なスピードで作業を遂行せねばならないので、仕事の原点の多くを体得することができる。収穫という仕事の完成に向かって、投入した労働量と、（時間とともに変化する）作況との対比、いつ、何を、どれくらい、せねばならないか、量的なほかどりが視認できるプロセスを学んでおけば、たとえ他の分野に就労することになった場合でも、いろいろな面でこのプロセス体験が生きてくると思われる。

このほか、農業のプロセス体験以外でも、完成をイメージして仕事の段取り組みができたり、あるいは作業を構成するアイテムを段階的に分類会得できたりするような

業務の、自主開発や提携先開発につとめていく所存である。

〔補注〕

恤救規則……一八七四年(明治七年)制定の日本最初の公的な社会保障制度。独身者じゆうきゆうか七十歳以上で極貧の者、及び十五歳以下で重度な障害者が救済対象。当時の基本的な考え方は、家族・親戚で面倒を見る自助(セルフヘルプ)の精神に依っていた。

日本国憲法……すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
第二十五条 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

市場原理……アダム・スミス以来、資本主義の基本法則となっている。ただし、市場の失敗は、「資源の浪費」と「分配の不平等」の最大原因となる。
従って、国民の生存権保障を、市場原理に委ねることはできない。

慈悲喜捨……四無量心。大乘小乗に共通な仏教の修行法。「喜」は、相手の幸せを見て歓喜する心。「捨」は、徹底した自他不二の無我の心境。最高位の愛の行為は、捨の心から発せられるべきものと説く。